



18歳になったら選挙へ行きましょう

参議院議員通常選挙

投票日

7月10日(日) 7:00~20:00

投票できる人

日本国民で富里市の選挙人名簿に登録された、次の①~③の要件を全て満たす人

- ①平成16年7月11日以前に生まれた人
- ②一定の犯罪により公民権が停止されていない人
- ③令和4年3月21日までに転入の届出をし、引き続き3か月以上、富里市の住民基本台帳に記載されている人

▼他の市区町村から市内に転入した人

令和4年3月22日以降に、他の市区町村から市内に転入の届出をした人は、以前住んでいた市区町村の選挙人名簿に登録されていれば、旧住所地で投票することができます。

▼市内で転居した人

令和4年6月9日以降に市内で住所を変更した人は、転居前の投票所での投票となります。

投票方法

- 選挙区選挙は、候補者の氏名を記入して投票してください。
- 比例代表選挙は、名簿登載者の氏名または名簿届出政党等の名称を記入して投票してください。



投票所における 新型コロナウイルス感染症対策

市選挙管理委員会は、有権者の皆さんが安心して投票できるよう、感染防止対策に取り組んだ上で選挙を実施します。



新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、投票所の3つの密を避けるため、積極的に期日前投票をご利用ください。

不在者投票

▼長期出張などで市外に滞在中の人

事前に市選挙管理委員会に不在者投票をする旨の請求があれば、滞在先へ投票用紙を郵送します。投票用紙が届いたら、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

なお、不在者投票は、投票日前日の7月9日(土)まで可能ですが、手続きに日数がかかりますので、早めに請求し、投票してください。

▼病院や施設に入院・入所している人

県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。病院や施設に申し出てください。

▼身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人(一定基準以上の障害に該当する人)や介護保険法の要介護者で区分が『要介護5』に該当する人は、郵便で投票することができます。

投票には、事前に『郵便等投票証明書』の交付を受ける必要がありますので、市選挙管理委員会に問い合わせてください。

期日前投票所・日時

- 富里市役所1階ロビー
7月9日(土)まで 8:30~20:00
- 北部コミュニティセンター1階会議室(1)
7月2日(土)~9日(土)
9:00~19:00

投票所内の密集防止のため、混雑時にはお待ちいただく場合があります。また、次の時間帯は、投票所の混雑が予想されますので、できる限りほかの日程をご利用ください。

混雑
予想

【期日前投票所】

- 7月8日(金) 夕方
- 7月9日(土) 正午~夕方

【当日投票所】

- 7月10日(日) 午前中

